

業務改善 助成金のご案内

賃金と業務の改善を国が
応援してくれるのか。
知らなかったあ〜!

会社と働く人を
応援します。



この補助金は、中小企業事業主を支援する制度です。



支給手続き



支給の要件

①賃金改善計画

事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上とする計画を作成し、1年目に40円以上の引き上げを実施すること。

②業務改善計画

業務改善（賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修など）についての計画を作成し、実施すること。

※業務改善計画については、労働者から意見を聴取すること。

平成24年度助成対象地域33県

県名	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	新潟	富山
	石川	福井	山梨	長野	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	山口	徳島
	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄

支給額

上記業務改善の経費の2分の1(下限5万円、上限100万円)

※賃金引上げ計画期間中に支給要件を満たした年度に1回支給。

※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限る。

お問い合わせ・申請先

お問い合わせ先

福岡県最低賃金総合相談支援センター

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-5-28
博多借成ビル301号

☎ 092(414)8780

北九州西最低賃金相談支援コーナー

〒806-0011
北九州市八幡西区紅梅2-9-16

☎ 093(645)0118

北九州東最低賃金相談支援コーナー

〒802-0006 北九州市小倉北区魚町3-3-20
中屋ビル4F

☎ 090(4484)1461

筑豊最低賃金相談支援コーナー

〒820-8507 飯塚市吉原町6-12
飯塚商工会議所内

☎ 090(4484)1446

筑後最低賃金相談支援コーナー

〒838-0144 小郡市祇園1-6-2
小郡市商工会内

☎ 090(4484)1448

お問い合わせ・申請先

福岡労働局労働基準部賃金課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4F

☎ 092(411)4578

厚生労働省ホームページ……………<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト……………<http://www.saiteichingin.info/>



リサイクル選性(A)
この印刷物は、印刷物の紙へ
リサイクルできます。

(H24.5)